

へいせい21ねんど　ながのけん　ながのし　のぶさとちく　かっせいかけいかく  
平成21年度長野県長野市信里地区活性化計画

ながのけん　ながのし  
長野県、長野市

平成21年6月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成21年度長野県長野市信里地区活性化計画	地区名(※1)	信里地区	計画期間(※2)	平成21～23年度
都道府県名	長野県	市町村名	長野市		

## 目 標 : (※3)

農家の高齢化により、地域の主な生産品目であるりんごの生産が減少し、併せて地域の農業生産額が減少している。地域農産物の加工、直売による農業の振興と、食農体験による都市住民との交流を促進し、地域の活性化を図る。

### 【活性化目標】

農林水産物直売・地域食材提供供給施設と農林水産物処理加工施設の一体的整備により、次に掲げる目標を達成する。  
交流人口の増加 平成20年度1,761人を目標年(平成23年度)2,720人と、959人の増加を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

信里地区は、長野県の北部に位置する長野市の市街地の南西部に位置する中山間地域で、農地は450mから600mの間にあり、主に米、りんご、野菜が栽培されている農村地域である。里山である当該地区は上流部に大きな湖沼や河川が無いことから、古くから小さなため池を多く整備して農業用水として利用している。  
なお、信里地区では中山間地域等直接支払制度などに取り組む集落があるものの、これといった観光資源が無く、農村資源である棚田を活用した棚田オーナーにより地域間交流を推進している。

### 現状と課題

#### (現状)

農家の高齢化・過疎化により、農業生産の相当な割合を担ってきたりんごの生産量が減少し、樹園地が耕作放棄され、農業生産額が年々減少している。  
地域の農業を活性化するため、平成4年に農村女性によるグループが設立され、これまでも小規模ながら耕作放棄地を復元し野菜の共同農場を設置すると共に、国道19号線沿いで直売を行ったり、おやきや弁当など地元産にこだわった農産物加工に取り組んでいる。また、最近では棚田を活用した棚田オーナーや食農体験といった都市農村交流にも取り組んでいる。

#### (課題)

高齢化が進んだため、高齢農家にとって作業の負担が大きいらんごの生産拡大を図ることは難しい。  
そのため、りんごに代わり高齢者でも取り組みやすい農産物として、直売用の少量多品目野菜や、菓子や弁当などの食材としての米、野菜等の生産拡大が期待されているが、現在の直売所は小さく、狭小な販売スペースに苦慮している。  
また元々食堂であった厨房を加工所として利用しているため、菓子や弁当などの加工・出荷作業の効率の低さ、食農体験ができる調理室の確保に苦慮している。

### 今後の展開方向等(※4)

農家の高齢化が進み、少量多品目の野菜生産が伸びている状況から、これらの主な販売や取扱先である直売所や加工所の機能強化を行い、地域農産物の販路を確保し、地域農業の振興に努める。また、信里地区の活性化を担っている農村女性グループの活動を支援すると共に、高齢者の生産した農産物を集荷する体制を整備し、働いただけ収入のある効率的な農業の構築を進める。  
信里地区で始まっている棚田オーナーや食農体験教室の取り組みを推進し、信里地区と都市住民との交流を拡大し地域の活性化を図る。そのための施設整備を進める。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
長野市	信里地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	(有)たんぽぽ	有	イ	
長野市	信里地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	(有)たんぽぽ	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
長野市	信里地区	農業体験交流事業	長野市	5月～10月
長野市	信更地区	農業体験交流事業	長野市	5月～11月
長野市	若穂地区	農業体験交流事業	長野市	5月～12月
長野市	戸隠地区	農業体験交流事業	長野市	8月～2月

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

信里地区(長野県長野市)	区域面積(※2)	1,274ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区の区域面積1,274haのうち農地の面積は411ha、森林面積は506haで、農林地面積は917haと約72%を占め、全就業者数883人のうち農林業の就業者は294人で約33%を占めている。 また当該地区の世帯数463戸のうち農家数が294戸で約63%を占め、他に主要な産業が無いことから、農林業が重要な産業である。		
②法第3条第2号関係: 当該地区は、近年、高齢化(平成12年国勢調査:31.2%→平成17年国勢調査:34.7%)や過疎化(平成13年4月1日:1,559人→平成21年4月1日:1,368人)が進んでいる状況から、地域活性化のためには地域と都市住民等との交流を進める必要がある。		
③法第3条第3号関係: 当該地区には市街化区域は含まれておらず、また中山間地域であるため、現に市街地は形成されていない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

交流人口の増加の達成状況の評価方法は、直売所の来客数、棚田オーナー数、食農体験教室の参加者数について、計画期間内の平成21年度から平成23年度の実績を計画期間前の平成18年度から平成20年度の実績と比較する。  
評価の時期は、計画期間終了翌年度である平成24年度に、まず長野市と長野県が確認、評価し、長野市内の農業者等で組織する「長野市産業振興審議会農業振興専門分科会」において評価、検証した後、評価の結果を長野市のホームページで公表する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。